



平成 31 年4月 25 日 16:30

<タイトル> 介護保険法に基づく行政処分について

平成 31 年4月 12 日付けで新潟県が認可している佐渡市特定施設待鶴荘^{たいかくそう}に対して行政処分がありました。本日は(4月 25 日)、佐渡市が認可している佐渡市待鶴荘訪問介護事業所に対し、下記のとおり介護保険法に基づく行政処分を行いました。

記

1 事業所の概要

事業所名:佐渡市待鶴荘訪問介護事業所
事業所所在地:佐渡市栗野江 1826 番地
設置者:佐渡市
サービス種別:訪問介護、第1号訪問事業

2 処分内容

訪問介護及び第1号訪問事業の指定の一部効力停止「新規利用者の受入停止3か月(4月 26 日～7月 25 日)」

3 処分理由

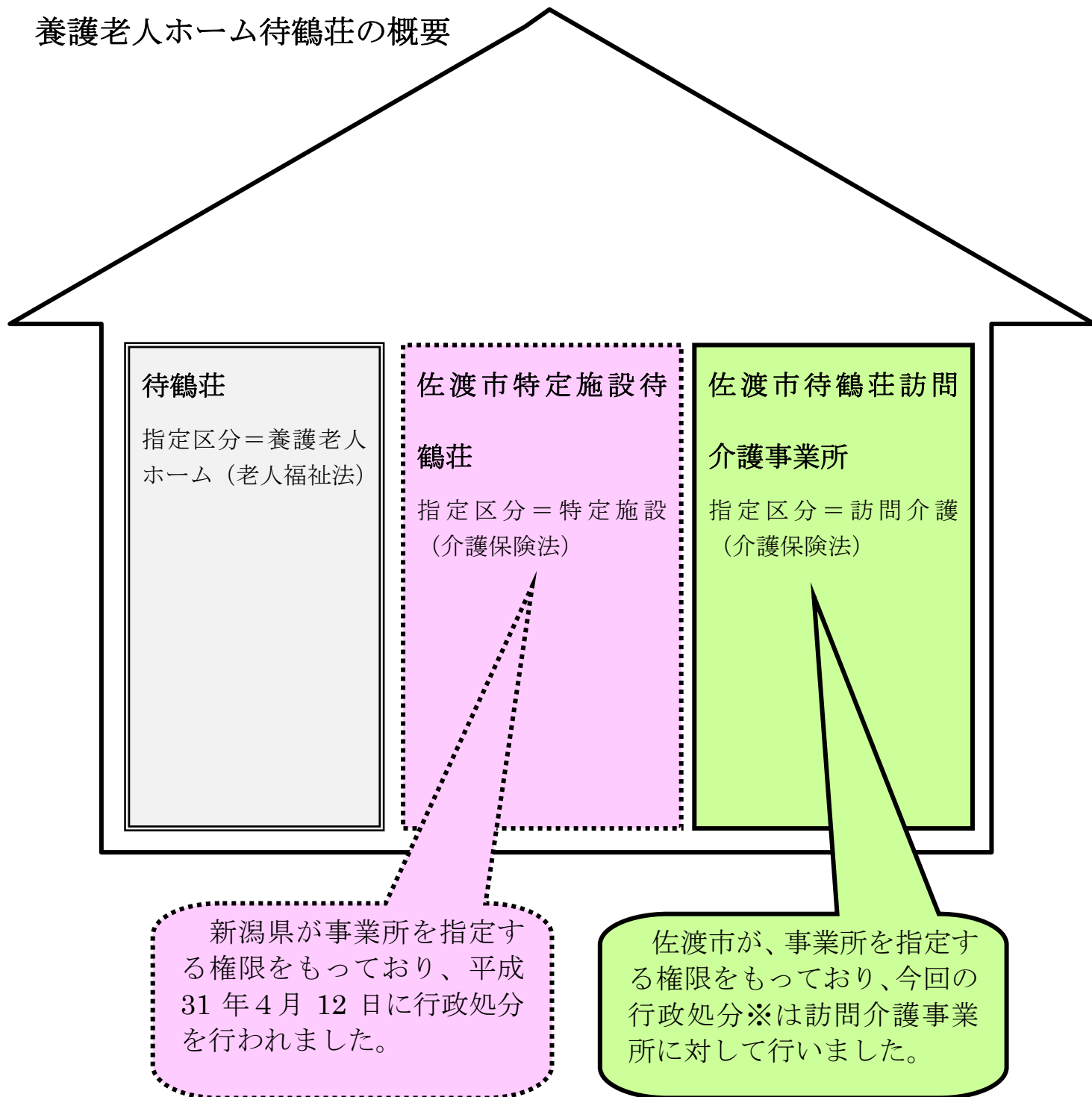
実際に提供したものとは異なるサービスの提供結果(訪問介護員名及びサービス提供時間)を記録し、特定施設入居者生活介護事業所へ実績報告していたことで、特定施設入居者生活介護の不正請求につながっていた。

なお、当該行政処分にかかる介護給付費の返還はありません。

本件についての問合せ先
佐渡市役所 市民福祉部高齢福祉課
電話(直通)0259-63-3790

別紙

養護老人ホーム待鶴荘の概要



※ 処分期間（4月26日から7月25日まで）は、新潟県と同じ期間です。